

多摩市都市計画審議会

会長 中林 一樹 殿

多摩市長 阿部 裕行



多摩市住宅マスタープラン改定懇談会委員の推薦について（依頼）

平素より、本市の行政運営ご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、住宅マスタープランは、平成 2 8 年 3 月の改定から約 9 年が経過し、住宅・住環境を取り巻く社会状況は大きく変化しており、今後の多摩市の住宅政策に関わる将来像を見据えて、令和 8 年度末を目標に改定を予定しております。

改定にあたっては、幅広い見地からご意見をいただき、改定を進めていきたいと考えておりますことから、貴審議会からの委員の推薦を下記のとおりお願い申し上げます。

記

1 推薦委員数 1 名

2 推薦期限 令和 7 年 9 月 1 6 日

※期限内の推薦が困難な場合は、ご相談させていただきたく存じます。

問い合わせ先

都市整備部 都市計画課

住宅担当 狩野

電話 0 4 2 - 3 3 8 - 6 8 1 7（直通）



■ 現行の住宅マスタープラン

計画期間：平成28年～令和7年（令和8年まで1年延長）

基本理念：『住み続けたいくなる魅力にあふれる住まい・住環境の実現』

＜重点政策の実施状況＞

- ①団地型マンション再生手法の調査・検討
- ②隣居・近居施策の普及促進
- ③(仮称)住替え・居住支援協議会設立
- ④マンション改修及びバリアフリー・アドバイザー・コンサルタント派遣
- ⑤優良建築物等整備事業の推進
- ⑥非木造住宅に対する耐震診断・改修費助成
- ⑦空家実態調査の実施

- ➡ 諏訪・永山地区まちづくり計画の策定（平成29年度）
- ➡ 三世代近居・同居促進助成金の創設（令和元年度）
- ➡ 住替え・居住支援協議会の設立（平成29年度）
- ➡ 建替え・改修アドバイザー派遣制度助成制度創設（平成28年度）
- ➡ 優良建築物等整備事業（既存ストック再生型）の創設（令和元年度）
- ➡ 非木造住宅耐震診断・耐震補強設計助成金の拡充（平成28年度）
- ➡ 空家実態調査の実施（平成28年度、令和6年度）

■ 改定における主な検討事項

① 将来人口推計を踏まえた適正な公営住宅・公的賃貸住宅供給戸数の提示

一部の公営住宅や公的賃貸住宅に空き住戸が発生している現状を鑑み、それらの適正戸数を提示し、対策の方向性を検討する。

② ニュータウン地区に指定されている「住環境保全地域」のあり方の再整理

ニュータウン地区に市が設定した「住環境保全地域」の容積率制限（150%）の撤廃等、今後のニュータウン再生の障害となり得る規定の見直しを図る。

③ 立地適正化計画の策定を踏まえた住宅供給の「重点供給地域」「重点支援地域」のあり方の検討

現在策定中の立地適正化計画の居住誘導区域の指定範囲を踏まえ、「重点供給地域」と多摩市独自の「重点支援地域」の範囲を再検討する。

④ 若者・子育て世帯の流入・定住に寄与する住宅供給促進策及び新規助成制度等の検討

現在実施中の「三世代近居・同居促進助成金」に加え、新たな若者・子育て世帯の流入・定住策について検討する。

⑤ 高齢者等の居住支援の観点からの新規助成制度の構築

高齢化の進展に伴って、住宅の改修や住み替え、見守り支援等様々な支援のニーズが発生していることから、対応策について検討する。

⑥ 「空家等対策計画」「マンション管理適正化推進計画」「耐震改修促進計画」との一体的な策定

現状、別計画として策定している「マンション管理適正化推進計画」と「耐震改修促進計画」、新たに策定する「空家等対策計画」と一体的に策定することで、計画改定作業の効率化を図る。

■ 改定スケジュール

年月	実施内容
令和7年11月	第1回 改定委員会 開催 第1回 改定懇談会 開催
令和8年3月	第2回 改定委員会 開催 第2回 改定懇談会 開催
令和8年11月	第3回 改定委員会 開催 第3回 改定懇談会 開催
令和8年11月	経営会議 協議 マスタープラン（案）について
令和9年1月	パブリックコメント 実施
令和9年2月	第4回 改定委員会 開催 第4回 改定懇談会 開催
令和9年2月	経営会議 決定 マスタープランについて
令和9年2月	マスタープラン策定

※このほか、適宜議会へ報告を実施



多摩市告示第 388 号

多摩市住宅マスタープラン改定懇談会設置要綱を次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 25 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市住宅マスタープラン改定懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市住宅マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の改定に当たり、学識経験者及び市民の意見を反映するため、多摩市住宅マスタープラン改定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) マスタープランの改定案を作成するに当たっての意見の申出等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、マスタープランの改定に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
- (2) 関係行政機関等の職員 2 人以内
- (3) 市民 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 5 条 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会の会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 懇談会の会議は、座長が主宰する。
- 3 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 懇談会の会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、座長が懇談会に諮って公開しないことができる。
- 5 座長は、会議に際し、原則として要点録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 座長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初の懇談会の会議は、市長が招集する。